

仲裁要請書の記載要領等

- 1 この要請書は、租税条約の規定に基づき、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（昭和44年大蔵・自治省令第1号）第12条第3項《租税条約の規定に適合しない課税に関する申立て等の手続》の規定に従って、個人又は法人（法人税法第2条第8号に規定する人格のない社団等を含みます。）が、国税庁長官に対し仲裁の要請を行うときに使用します。
- 2 仲裁の要請に当たっては、この要請書1部を、国税庁相互協議室に提出してください。
なお、仲裁手続は、仲裁の要請があったとしても、租税条約に規定する一定の期間が経過した後開始されます。当該期間を起算する日については、国税庁相互協議室から連絡します。
- 3 各欄の記載は次によります。
 - (1) 「法人番号又は個人番号」欄には、要請者の法人番号又は個人番号を記載してください。
 - (2) 「責任者氏名」欄は、この要請に係る責任者の氏名及び電話番号を記載してください。
 - (3) 「国外関連者等」欄には、この仲裁の要請が移転価格課税等に係るものである場合に当該移転価格課税等に係る国外関連者又は相手国等に有する恒久的施設について記載してください。「国外関連者等」が複数ある場合には、適宜の用紙に記載してください。
 - (4) 「仲裁の要請の対象事項及び年度（年分）」欄は、仲裁の要請の対象事項及び年度（年分）として該当するいずれかの口欄にレ印を付した上、相互協議申立事項の一部を対象とする場合には、仲裁の要請の対象とする事項及び年度（年分）に関する説明を記載してください（本欄については英訳文も併記してください）。
 - (5) 「仲裁の要請の対象となる所得金額等」欄は、仲裁の要請が相互協議申立事項の一部を対象とする場合に、我が国又は相手国等における課税により増加した所得金額及び税額（その事案が源泉徴収に関するものである場合には、源泉徴収対象金額及び税額）を事業年度（年分）ごとに区分して記載してください。
なお、源泉所得税額については金額の頭部に「（源）」と表示してください。
（注） この要請が相手国等における課税に係るものである場合には、その課税により増加する所得金額及び税額を事業年度終了の日（個人にあっては、その年の12月31日）における外国為替銀行の対顧客直物電信売相場と対顧客直物電信買相場の仲値により円換算し、その円換算額を相手国等通貨による金額と併せて記載してください。
 - (6) 「仲裁の要請の対象となる事項についての不服申立て又は訴えの状況」欄は、仲裁の要請の対象となる事項について、要請者又はその国外関連者が当該課税について不服申立て又は訴えの提起をしている場合に、この要請書を提出した日の現況に基づいて不服申立て又は訴えの状況を記載します。
なお、「不服申立て又は訴えの提起先」欄には、該当する行政不服審判所又は裁判所の名称を記載してください。
また、仲裁の要請は、裁決又は判決（相手国等における当該裁決又は判決に相当するものを含みます。）が既にあった場合は行うことができません。裁決又は判決がないことを確認し、「裁決又は判決等がない旨」欄の該当箇所それぞれレ印を記載してください。
 - (7) この要請書を代理人によって提出する場合には、「税理士等に関する事項」欄の該当する項目にレ印を記載し、代理人の氏名（名称）、住所（所在地）及び代理権限等の届出をした税務署名を記載してください。
（注） 「納税管理人」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出、納付等の事項を処理させるため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。
- 4 国税庁相互協議室への連絡
 - (1) この要請書に誤り又は重要な変更があった場合には、遅滞なく国税庁相互協議室に連絡してください。
 - (2) この要請書を提出してから我が国又は相手国等における不服申立て又は訴えの状況に変化があった場合には、遅滞なく国税庁相互協議室に連絡してください。
- 5 その他
国税庁相互協議室では、仲裁の要請についての事前相談に応じています（連絡先：相互協議第一係：03-3581-5451（代表））。